

◆全般

- 新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーンについて知りたい。  
⇒鳥取県のホームページで情報を閲覧できます。  
鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課 内  
「新型コロナ安心対策認証店特別応援」特設サイト  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/293737.htm>

◆参加方法

- 参加をしたいのですが、参加資格を教えてください。  
⇒鳥取県の新型コロナ安心対策認証店のうち、「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を得ており、一般客に食事や飲料を提供する事業所（飲食店、喫茶店、テイクアウト、キッチンカーなど）が対象となります。ただし、以下の事業所は除きます。  
【参加不可店舗】  
・コンビニエンスストア（イートインコーナー含む。）  
・宿泊施設のうち、宿泊客のみに飲食を提供する施設
- 参加をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか？  
⇒まずは、鳥取県内で「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を取得している事業所の新型コロナ安心対策認証店の認証取得が必須となります。新型コロナ安心対策認証店の取得に関しては、くらしの安心推進課（0857-26-7982）にお尋ねください。  
新型コロナ安心対策認証店の認証が受理された後は、申請希望者に鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課から本キャンペーンの募集案内資料をお送りしますので、鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課（電話 0857-26-7767）へご連絡ください。  
お送りした募集案内資料のうち、申込書・宣誓書に必要事項をご記入の上、返信用封筒にて鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課まで返送してください。  
申込書・宣誓書に不備がなければ、申込のあった店舗を県の職員が巡回訪問し、感染防止対策が徹底されているか現地確認します。  
現地確認に不備がなければ、審査完了となります。
- 参加したいのですが、参加申込できる期間を教えてください。  
⇒募集案内資料のお届けから令和3年12月20日(月)までを予定しています。
- 参加店舗のカウントの単位はどうなりますか？  
⇒1新型コロナ安心対策認証店につき、1店舗として参加できます。  
宿泊施設については、宿泊客ではなく一般客に食事を提供するレストラン、カフェ、バンケット等が対象となりますが、1宿泊施設につき1店舗として参加できます。
- 事業所の事業規模要件はありますか？  
⇒規模の大小にかかわらず、参加資格があれば参加できます。
- 参加する際に費用が発生しますか？  
⇒参加は無料ですが、参加申込や補助金申請に係る書類のコピー代、補助金申請に係る郵送料等が必要です。
- 参加申込後の審査完了の連絡はどうなりますか？いつからクーポン券の販売ができますか？  
⇒運営事務局が申込書類を受理しますと、その書類を確認し不備がなければ、運営事務局から完了通知とともに、参加店舗マニュアル、クーポン券、店舗掲出用ステッカー、チラシ等の参加キットが届きます。届きましたらクーポン券の販売が開始できます。
- チェーン店を営んでいますが、県境をまたぐ店舗の参加も可能ですか？  
⇒鳥取県内に所在する店舗のみ参加が可能です。

- 複数店舗で参加申込をしたいのですが、手続きはどのようになりますか？  
⇒募集案内資料は、各新型コロナ安心対策認証店に郵送します。お手数をおかけしますが、各店舗の申込書に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて、返信用封筒にて運営事務局まで返送してください。
- デリバリー（Uber Eats など）のみ行う事業所も対象となるか？  
⇒対象となりません。なお、参加店舗がデリバリーを行う事業所と契約し、お客様へのチケットの販売代行や、契約された参加店舗のクーポン券を購入しているお客様へのデリバリーを代行してもらい、お客様がその精算にクーポン券を利用することは可能です。なお、チケット販売代行の場合も、お客様からの購入年月日、購入者氏名の記入が必要ですのでご注意くださいとともに、金銭トラブルにつながらないよう運用してください。
- 社員食堂や職員食堂、学食は対象となるか？  
⇒一般のお客様がご利用になれない場合は対象となりません。一般のお客様がご利用可能な場合は、一般のお客様へのクーポン券の販売のみ可能です。
- 申請したら、どれくらいで完了通知と参加キットが届きますか？  
⇒新型コロナ安心対策認証店の感染防止対策の戸別巡回確認が終了後、不備がなければ1週間程度でお届けします。
- 参加店舗の情報が知りたい。  
⇒鳥取県のホームページで参加店舗の情報を閲覧できます。  
鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課 内  
「新型コロナ安心対策認証店特別応援」特設サイト  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/293737.htm>

#### ◆運営関係

- 参加申込が受理されて、運営事務局から完了通知と参加キットが届いたら何をすれば良いですか？  
⇒参加キットの中に参加店舗マニュアルが同封されていますので、そのマニュアルに従って作業してください。
- クーポン券は1人1回あたり何冊販売可能ですか？  
⇒多くの皆さまにご利用いただきたいので、1人1回あたり1冊販売可能です。  
ただし、お客様が購入されたクーポン券を1冊全てご利用された場合は、同じ参加店舗で再度購入が可能です。
- 法人が名簿等を用意して人数分まとめて購入できますか？  
⇒できません。参加店舗にて、お客様の購入年月日と購入者氏名の記入も必要となります。
- 家族や仲間うちで参加店舗を利用して、代表者がまとめて払う場合、クーポン券は人数分購入できますか？  
⇒代表者が参加された方々の氏名を、購入年月日と購入者氏名欄に代筆して購入することは可能です。  
参加されていない方の氏名を代筆して購入することはできません。
- クーポン券には何を記入しなければならないですか？  
⇒クーポン券の冊子には、クーポン券部分とクーポン券控え部分があります。  
クーポン券部分とクーポン券控え部分に、店舗情報の記入又はゴム印等を押印するスペースがあるので、そこに記入又は押印が必要です。  
販売の際には、クーポン券控え部分に購入者（お客さま）の記入も必要です。  
両方の記入がないと、県の補助金（プレミアム相当額）の支払いができませんので、ご注意ください。  
詳しくは、『新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーン「お食事クーポン券」参加店舗マニュアル』をご熟読ください。
- 参加キット内のステッカーやチラシは、店舗で掲出が必要ですか？  
⇒お客様が認識できるよう、必ず見やすい場所に設置してください。また、新型コロナウイルス感染症対策関連の指定された掲示物についても、必ず設置してください。

○キャンペーンのロゴが入手したい。

⇒キャンペーンのロゴ（ステッカーと同等）は、鳥取県のホームページでデータ入手できます。積極的にご活用願います。

ステッカーが破損した場合も、お手数をおかけしますが、鳥取県のホームページからデータ入手してご活用ください。

鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課 内

「新型コロナ安心対策認証店特別応援」特設サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/293737.htm>

○チラシを追加で欲しい。

⇒チラシは、鳥取県のホームページでデータ入手できます。追加分は各店舗でご対応ください。

鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課 内

「新型コロナ安心対策認証店特別応援」特設サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/293737.htm>

○スタンド式のポップが欲しい。

⇒スタンド式のポップは、県で現物をご用意していません。お手数をおかけしますが、鳥取県のホームページでデータ入手できます。積極的なご活用をお願いします。

鳥取県庁 販路拡大・輸出促進課 内

「新型コロナ安心対策認証店特別応援」特設サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/293737.htm>

○1店舗あたりのクーポン券は何冊か？

⇒事業規模の大小にかかわらず、1店舗あたり100冊（50万円分）配布します。

○チェーン店同士で、クーポン券の配分を変えられるか？

⇒変えられません。1店舗あたり100冊（50万円分）です。また、参加店舗ごとに冊子にNO.（ナンバー）が付与されていますので、そのNO.（ナンバー）で管理しています。

○「ご利用者様用」クーポン券は、お客様が500円単位で切り離して良いか？

⇒「ご利用者様用」クーポン券は、切り離し無効です。各店舗で切り離すように対応してください。

○「ご利用者様用」クーポン券には、「切り離さないでください」と書いてあるが、各店舗はどのようにすれば良いか？

⇒「ご利用者様用」クーポン券の「切り離さないでください」の記載は、お客様向けに書いてあるものです。各店舗が500円単位で切り離してください。

○クーポン券と現金を併用しての支払はできるか？

⇒併用できます。なお、クーポン券のみの支払で差額があった場合、おつりは出ませんのでご注意ください。

○We Love 山陰のプレミアムクーポン券と併用しての支払はできるか？

⇒併用できます。なお、クーポン券のみの支払で差額があった場合、おつりは出ませんのでご注意ください。

○We Love 山陰の鳥取県民の優待制度（半額利用）と併用しての支払はできるか？

⇒We Love 山陰の鳥取県民の優待制度との併用はできません。優待制度以外の飲食サービスでの利用は可能です。

○他の自治体のクーポン券と併用しての支払はできるか？

⇒併用できます。なお、クーポン券のみの支払で差額があった場合、おつりは出ませんのでご注意ください。

○お客様から支払額以上のクーポン券を受け取り、おつりはいらないと言われた場合や、おつりを参加店舗で負担するなどの運用をしてよいか？

⇒クーポン券は支払額以下で受け取り、差額を現金で受け取るなど、金銭トラブルにならないよう運用してください。

○コーヒーチケットなどの店舗独自のクーポン券の支払に、このクーポン券が使えるか？

⇒使えます。

○消費税、10%のサービス料、深夜料金、飲料などの持込手数料など、飲食代以外に別途支払う代金も、クーポン券の対象となるか？

⇒飲食代と一体的なものとして対象となります。

○テイクアウトの袋代、はし、スプーン、ナプキンなどの消耗品もクーポン券の対象となるか？

⇒商品代と一体的なものとして対象となります。

○参加店舗内で販売している参加店舗が加工した食品加工品の購入も、クーポン券の対象となるか？

⇒食事又はテイクアウトを利用する際に併用する場合は対象となります。ただし、参加店舗外で販売している参加店舗が加工した食品加工品は対象外です。

○お客様から受け取った（切り取った）クーポン券はどうすればよいか？

⇒利用済クーポン券は、各参加店舗で責任を持って破棄してください。

○お客様から誤って他店名印のクーポン券を受け取った場合、換金できるか？

⇒換金できません。

お客様から受け取る前に、クーポン券の「店名印」欄に他店舗の記載や押印がないことを確認して、受け取らないよう徹底願います。

○参加店舗で保存すべき「店舗空用」片と「申請用」片も、一緒にお客様へ渡してしまった場合どうなるか？

⇒お客様へ誤って渡してしまい、かつ、回収不可能の場合は、いかなる場合も換金対応できません。お渡ししないよう徹底願います。

○「申請用」片の破損・汚損した場合は換金できるか？

⇒NO.（ナンバー）と購入年月日、購入者氏名が確認できない場合は換金できません。

○クーポン券の不正を見抜く方法はあるか？

⇒クーポン券はコピーガードを施しています。また、参加店舗ごとにNO.（ナンバー）が付与されています。

○受け取ったクーポン券が偽物だった場合、どうすればよいか？

⇒クーポン券の受け取りを拒否し、速やかに警察へご連絡ください。

○十分注意を払ってもクーポン券の偽物を受け取った場合、その責任は誰が負うか？

⇒換金不要となり、各参加店舗の責任で負っていただくこととなりますので、偽物を受け取らないようご注意ください。

○宣誓書に「(6) 感染リスクの高いサービス（大皿での提供やビュッフェ方式等）は、中止します。」とあるが、大皿でやビュッフェで絶対提供してはならないのか？

⇒感染リスクが高くなるような提供方法（取り箸やトング、取り分け皿がない、ふたやカバーがないなど）はやめてください。クラスターを発生させると各参加店舗で責任を負っていただくことになりかねないのでご注意ください。

#### ◆補助金関係

○補助金はいつ申請できるか？

⇒補助金申請時期は、下記のいずれかで1回限りの申請（精算払）になります。

①送付したクーポン券が、全て完売した日以降すみやかに

②クーポン券販売期限である令和4年1月31日（月）以降すみやかに

○補助金申請ができる期限はいつまでか？

⇒運営事務局への提出締切が、令和4年2月10日（木）必着です。

申請期限を超えた場合は受け付けませんのでご注意ください。

- 補助金を申請してからどの程度で振り込まれるか？  
⇒参加店舗からの提出書類に不備がなければ、運営事務局に届いてから40日以内にお支払いします。
- 「申請用」片を一部無くしたが、補助金はどうなるか？  
⇒無くした分の補助金の支払いはできませんので、申請まで大切に保管してください。
- 補助金の金額はいくらになるか？  
⇒1冊（5,000円）のクーポン券あたり1,000円が補助金相当額です。  
販売冊数に応じて補助金を支払います。
- 「店舗控用」片はいつまで保管すればよいか？  
⇒補助金が指定口座に振り込まれるまで大切に保管してください。振り込まれたら各参加店舗で責任を持って破棄してください。
- 参加申込書に記載した振込口座情報と、添付した通帳の写しの振込口座情報が違った場合はどうなるか？  
⇒運営事務局が連絡しますので、適切に対応してください。この場合、補助金申請からお振込みまで時間を要する可能性がありますのでご注意ください。